

アダム・スミスの植民地論

長谷川 貞之

(一)

『国富論』が出版された一七七六年(三月九日)は、アメリカが独立宣言(七月四日)をおこなった年でもある。自由貿易を標榜する『国富論』の成立と、イギリスへの従属をたち切ったアメリカ独立宣言が、年を同じくするということは、イギリス経済が植民地を一環とする重商主義体制から脱却し、自由貿易を支柱とする新経済体制へと転進する、新たな経済的段階へ到達しつつあったことを予告するとともに、『国富論』の歴史的背景を、強く浮き彫りにしているといえよう。

母国イギリスに対するアメリカ植民地の不満は、革命戦争の火ぶたが切られる以前からすでに存在していた。

われわれはそれを、イギリス重商主義政策の重要な一環であった植民地政策が、イギリスにおける原始蓄積を推進するための楨杵として、アメリカ植民地に課した諸条例、すなわち、航海・通商を規制した航海条例(一六六〇年)、糖密条例(一七七三年)、植民地工業を抑制するための羊毛品条例(一六九九年)、帽子条例(一七三二年)、鉄条例(一七五〇年)、さらには通貨を規制した通貨条例(一七五一年)等々に対する、アメリカ植民地の反応をみることによって知ることができよう。

革命は植民地成立のはじめから開始されていたというジョン・アダムズ (John Adams, 第二代大統領) のことば⁽¹⁾は、文字通りに受けとることはできないにしても、少なくとも母国に対する植民地の不満の根が、深かったことは十分にかがいでいることができるであろう。

七年戦争 (一七五六—一七六三年) は、イギリス・フランス間の植民地戦争であったが、その帰結はイギリス帝国 (第一次帝国) の完成であった。

イギリスはこの戦勝によって、ローマ帝国に匹敵するほどの、広大な版図を獲得するとともに、植民地にたいしてより強力な政治的、経済的支配権を確保することとなった。

しかし、反面この事態は、母国に対する植民地の根深い不満がより組織的に、より強固な形をとりつつ拡大し、やがて革命戦争へ突入する契機をもたらすことにもなったのである。したがって、戦争終結の一七六三年はイギリス帝国の完成の年であると同時に、その解体への年でもあった。

イギリスは七年戦争によって、アメリカ大陸において、カナダそしてアパレチャ山脈以西からミシシッピ河にいたる広大なフランス領を獲得したが、反面、膨大な戦費を費すことによって、巨額の財政的負担を負うことになった。その負債額は一挙に倍額の一億四千万ポンドにも達し、イギリスの国内課税を極めて過重なものにしたのである。

この打開策として、イギリスが砂糖条例 (一七六四年) を皮ぎりに次々と植民地に課した「植民地を防衛、保護、確保するための費用」という名目の各種歳入条例は、従来の関税とはことなり、母国の財政負担を軽減するための国庫収入の増加策として課せられたものであり、また植民地への規制に対する本国政府の姿勢は「有益な怠慢」から、その実現の徹底を目差す厳しいものになった。しかもこれら一連の条例のなかには印紙条例のような植民地内部における直接課税という従来にない課税もあった。従来、植民地の対内課税は植民地を代表する各植民地議会の承認を得

ておこなわれたのである。ところが印紙条例は本国の歳入不足を補うための租税でありながら、植民地が代表を送っていない本国議会で決められたものであった。

植民地においては、ヘンリー決議案にみられるように植民地人はイギリス人と同様の権利を保有すること、「代表なければ課税なし」(No taxation without representation)はイギリス憲政の原理であることを主張して、全米的規模のもとで反対運動をおこなったのである。

このとき結成されたサンズ・オヴ・リパティは、隣接植民地と通信委員会を結成し、やがて地方通信委員へと組織を拡大して大陸会議へ向けての全米的規模の反英闘争の組織的基盤を固めていった。⁽³⁾

一方イギリス国内においても、原蓄の深化が生み出したさまざまな問題が、重商主義体制の矛盾として表面化しつつあった。

原蓄の進展は産業立地を変化させ、旧い都市にかえて新興都市を生みだしつつあった。

ところが人口の稀薄になった旧都市(腐敗選挙区)からは多くの議員が選出されていたが、新興都市、たとえばバーミンガム・マンチェスター・シェフィールドなどからは一名の下院議員も選出されなかった。こうして、「代表なければ課税なし」という原則は植民地がわの要求だけでなく、本国の一般民衆の要求でもあった。

ウィルクスを先頭にした議会改革運動は、この点ではアメリカ植民地の要求と呼応していたのである。そして、一方では独立小生産者の分解によって生みだされた多数の無産者が、これら急進主義の運動にたいして基盤を与えていた⁽⁴⁾のである。

このように内外における重商主義体制のゆきづまりが危機的状态を生みだしつつある歴史的状況のなかで、一七七三年春、アダム・スミスは出版業者に渡すはずの『国富論』の原稿をたずさえロンドンへ出発した。この年の暮れに

は茶条例に端を發したボストン茶会事件が起り、本国とアメリカ植民地との關係は一挙に緊迫の度を深めた。

『国富論』が「政策の根本的改革に指針を提供すべき新しい社会科学の体系」⁽⁵⁾として書かれたものである限り、改革されるべき現行政策がもたらした結果に、深い関心をいだくのは当然である。特にアメリカ植民地に関しては、政策の破綻からそれはいまやアキユートな政治問題となつていただけに、スミスの関心は一層この問題に引きつけられたはずである。事実、『国富論』の出版はそれから三年後の七六年まで待たねばならなかった。その主たる理由は植民地に関して新たな検討を必要としたからである。⁽⁶⁾

D・ウインチはこの間の事情について、「スミスがアメリカ革命を終始、単に現代の動乱あるいはちかごろの動乱と呼んでいる事実があるにかかわらず、それはこの平明なことばが表現している以上のことを、彼にとっては意味したと信じるに足る理由がある」とのべたうえで、スミスが『国富論』出版を前にしてロンドンで過した三年間、アメリカ問題について極めて熱心であったこと、それどころか、彼はアメリカの動乱に関する自分の見解と、その結果を処理するための諸方策とを含んだこれらの全般的植民地論の部分を完成するために『国富論』の出版を遅らせた⁽⁷⁾とさえいえると指摘している。

しかし、『国富論』において植民地問題は単なる時論として取り扱われているのではない。それは「社会科学の体系」の一部として、経済理論の一部として取り扱われているのである。すなわち、「アメリカ植民地はこの本(国富論—引用者)の基本的真理の實驗をなす」⁽⁸⁾ものとして取り扱われているのである。

そしてその植民地論は、この「基本的真理」との關係においては、分業論Ⅱ市場論、資本蓄積論Ⅱ産業構造論を基軸にして展開されているということができよう。

以下この二点に重点をおきながら、その植民地論を概観してみたい。

(注) (1) 今津晃「独立革命とその後のアメリカ」、岩波講座「世界歴史」18所収。

(2) スミスは徴発令によって植民地から租税を徴収する方法について検討する場所では、本国に代表を送っていないがなくても本国議会では「本国の同胞臣民の納税額に対する正当な比率にちかいかい額をさえ、植民地に要求したためしがなかった」(アダム・スミス『国富論』大内・松川訳、岩波文庫版、(三)、三七八頁。以下『国富論』からの引用はこの訳本による。ただし訳文は若干変更した) ぐらいだし、そのうえ植民地の分担金を本国の地租の騰落に比例させて増減すれば、植民地は事実上本国の議会へ代表者を送っていると同様であるとのべて、「事実上の代表」(Virtual representation)という考えにそった主張をしている。しかし、第五編第三章において合併論を展開する文脈においては、植民地からの租税収入は植民地に代表権を与えない限り、憲政の原理に矛盾することになるとして次のようにのべている。

すなわち、「大ブリテンの代表選出権が大ブリテンに課せられる租税のあがり高に対してもつと同じ割合を、各属領の代表がその租税のあがり高に対してもつことをみとめぬかぎり、おそらくはブリテンの国家の基本制度の諸原理と矛盾なく実行しえないであろう」(A、スミス 前掲書 (五) 五九頁)と。

しかし、この考えは数多くの有力者の私的な利害関係や「大西洋をさしはさんでのその兩岸にいる人々のもろもろの偏見」(三) 三八頁)によって「現在のところ、こういう大変革に対立し、その克服がひじょうに困難な、否おそらくはまったく不可能な障害になっているように思われる」(四) 五九頁)とのべ、その実現性は否定されている。

なお、「代表なければ課税なし」という主張に対する、本国での「事実上の代表」という主張に関しては、斎藤真「アメリカ政治外交史」を参照。

(3) スミスはジョージ三世下の政権(いわゆる宮廷派と呼ばれる人々によって構成されていた内閣、特に一七七七〇年に組閣したノース内閣は「一七七一年後、イギリス政府は事実上の戦争党によって占められていた」[今津晃『アメリカ独立革命』、一〇一頁]と指摘されるような性格を持っていた)の植民地への武力行使にたいする安易な傾向について、「わが植民地は武力で容易に抑えられると内心思っている人は、よほど血のめぐりの悪い人間だろう」(スミス、前掲書、(三)、三八三頁)と強い調子で批判している。

また、スミスは軽妙な語り口でながら、大陸会議に結集された反英闘争の力を、次のようにみている。「この大陸会議のもとでさまざまな方面に活動している人々は、おそらく五百人にのぼり、さらに五百人のもとで活動している人々は、おそらく五十万人にものぼるであろうが、これらの人々はすべて同じように、自分自身の地位の重要性がそれ相応

に増大したことを感じている（そして、イギリスが植民地を強制的に服従させようとするれば―引用者―）かれらは命がけでこの地位を擁護するであろう」（スミス、前掲書、(三)、三八三―四頁）と。

一般にスミスが植民地に対する政治的対処策を検討するさいには、人間の心理にもとづく主張が随所に見られ、『道徳感情論』の著者としての一面をうかがわせている。D・ウィンチはこれを「人間の本質とその弱点についての彼の理解の深さを読みとれる」（ウィンチ「古典派政治経済学と植民地」、杉原四郎・本山美彦訳、三三頁）と評している。

(4) 小林昇「重商主義解体期の研究」七三―四頁参照。なおイギリスの議会制度については、中村英勝「イギリス議会史」第五章を参照。

(5) 小林昇「国富論体系の成立」一七頁。

(6) J・レー「アダム・スミス伝」、大内兵衛・大内節子訳、三二九―三〇頁参照。

(7) Donald Winch, Adam Smith's politics, p. 146

(8) J・レー、前掲書、三二〇頁。パートン「フランクリン伝」からの引用。

(二)

アダム・スミスは『国富論』の冒頭で、富は労働の生産物であるとのべている。したがって、富の増加は労働の生産力の程度に依存することとなる。スミスによれば、この生産力を増進させる主要原因の一つは分業であるという、ところがこの分業の増進は市場の広さに制限されるというのである。

それは分業が「自分自身の労働の生産物の余剰部分のなかで、自分自身の消費をこえてありあまるすべてのものを他の人々の労働の生産物のなかで、自分が必要とするような部分と交換する力⁽¹⁾」を前提とするからである。したがって、分業の発達程度は、農村と都市とでは、また貧国と富国とではおのずから差異があるのである。すなわち、「産業のいくつかの部類のものには、その最下等のものでさえ、大都会以外ではとうてい営むことができないもの⁽²⁾」があるのである。

このように交換力Ⅱ市場の規模が、分業の程度を規定するのであれば、分業の拡大Ⅱ生産力の増進にとっては、富裕な隣人Ⅱ顧客の存在こそ有益となる⁽³⁾。

このことは一国の富の増加にとつても同様である。すなわち富裕な隣国の存在は一国の分業の拡大Ⅱ生産力の増進にとつて、極めて有益なのである。

それは、一国の富がその国民の労働の直接の生産物ばかりでなく、「その生産物で他の諸国民から購買されたもの」⁽⁴⁾でもあるから、富裕な外国市場は、一国の余剰生産物のはけ口として、その国の富の増加に貢献するからである。実際、「ある特定産業部門の生産物が、その国の需要が必要とする以上になる場合には、この剰余は海外に送られ、国内で需要されるなにかと交換されなければならない。このような輸出がおこなわれないならば、その国の生産的労働の一部は必ず終息し、その年々の生産物の価値は減少する」⁽⁵⁾ことになるのである。

しかも、イギリスの現状は「(その)——引用者——土地および労働が、一般に国内市場の必要とする以上に、穀物、毛織物および金物類を生産する。それゆえ、それらの余剰部分は、海外に送られ、国内で需要されるなにかと交換されなければならない。この剰余がその生産に要する労働と経費とをつぐなうにたりる価値を獲得しうるのは、このような輸出を媒介としてだけである」⁽⁶⁾という状態にあった。したがって、イギリスの富の増加、すなわち、その産業の維持、発展のためには、剰余はけ口としての国外市場が現実に必要なをせまられていたといえるのである。

この意味ではまさにイギリスにとつて、「アメリカの発見と喜望峯を經由する東インドへの航路の発見とは、人類の歴史に記録されたもつとも偉大でもつとも重要な二つの事件」⁽⁷⁾だったといえよう。

スミスの植民地論の論点の一つは、植民地がイギリスにたいして広大な市場を提供することによって、イギリス国内の産業を奨励し、剰余生産物のはけ口として富の増加に寄与しているという、市場としての植民地の効用におかれ

ている。ところがこの植民地の市場としての効用が現実にはイギリスの重商主義政策によって大きく制限されているというのである。そこでスミスの植民地論の一半は分業論の立場から、この市場効果を制限している政策に対しての批判という形で展開されるのである。

まず、スミスの植民地論をこの市場Ⅱ分業論を中心にして、検討することからはじめる。

スミスは植民地の市場としての効用を考察するにあたって、まず、ヨーロッパ全体を巨大な一国にみたてている。それによるとヨーロッパ諸国は、それぞれ直接あるいは間接に植民地と貿易をおこなうことによつて、その国の享樂を増加させ、また産業を拡大してきた。しかし、アメリカには何一つ自国の製造品を輸出せず、またアメリカから何一つその生産物を購入していない国でも、他のヨーロッパ諸国が植民地貿易によつて、その国の産業を興隆させた結果、それらの国々からいままで以上に各種の商品を潤沢にうけとることができるようになり、それによつてこのような国の産業も奨励をうけ、アメリカ新市場が提供する利益に均霑してきたというのである。

こうしてヨーロッパの諸国は、アメリカという新市場との貿易でその全体が生産力を高め、また剰余のはけ口をもつことによつて、富の増加を実現してきたというのである。

スミスがここでのべていることからの底流にあるものは、例の隣国の富裕は自国にとつても有益であるという思想である。このようにスミスの市場論は、重商主義のスタティックな富観——甲の得は乙の損——とは根本的に対立する思想を根底においてそこから現行の諸政策を批判的に検討するという形で展開されているのである。⁽⁸⁾

スミスは上述のような利益を、植民地がもたらす一般的利益とよんでそれに積極的な評価を与えているが、これとは別個に、ヨーロッパ諸国が自己の領有する植民地に、その権力を行使することによつて獲得する特殊な利益というものを挙げている。

この特殊な利益はさらに二つに分けられているが、第一は、母国が国防や民政維持のために兵力や分担金を、植民地から徴集することによって獲得する利益である。この利益は現在ではスペインとポルトガルが得ているだけにすぎないものとされている。

スミスはイギリスがこの利益から受けとったものについては次のような指摘をしている。

すなわち、「イングランドの植民地に課せられた租税は、平時においてさえ植民地のために支出された経費に匹敵することはめつたになかったのであるから、戦時において植民地が必要とする経費をまかなうなどということは、とうていできるものではなかった。したがって、このような植民地は、その母国の支出の原因でこそあれ、収入の原因ではなかった⁽⁹⁾」のだと。

スミスは後にイギリスが受け取るこの利益を、アメリカ植民地の合併論、放棄論との関連のもとで検討し、母国の財政負担を軽減するためには「支出の原因でこそあれ、収入の原因でない」このようなアメリカ植民地はむしろ自動的に放棄すべきであろうという主張の根拠としている。

第二は、母国が植民地に対して独占貿易をおこなうことによって獲得する利益である。

スミスは植民地領有から獲得できる利益のなかでは、特に第二の利益を重視して母国の「排他的貿易こそ、こういういっさいの特殊利益の唯一の源泉⁽¹⁰⁾」だとのべて、植民地の市場としての効用を主としてこの独占との関連で検討している。

スミスはこの問題を検討するにあたり、イギリスの植民地政策に注目し、それについてはこの排他的貿易を維持するということこそ「従来大ブリテン⁽¹¹⁾がその植民地に対する支配権を掌握してきた主要な目標、否いっそう適切にいえばおそらく唯一の目的であった」とのべ、この種の貿易独占が市場に与える影響についても主として、このイギリス

型（他国資本は排除するが、自国民には自由貿易を認める）の独占貿易をとり上げて批判の対象としている。

スミスはこのイギリス植民地貿易の、排他的独占がもたらす影響を、二つの面から考察している。

第一は、イギリスがこの独占によって、植民地貿易から獲得する利益の性質についてである。

第二は、イギリスが独占を持たない、その他の外国貿易部門において、この独占がもたらす影響についてである。

第一の事情から生じる利益については、さらに二つの面から考察されている。一つは独占がイギリス製造品を他のヨーロッパ諸国のそれよりも優位におくことによって獲得する利益、つまり、イギリスが植民地市場から外国資本を排除することによって、植民地市場で自国の製造品を他国のそれよりも有利に販売することによって獲得する利益のことである。

スミスがこの利益について強調していることは、それがヨーロッパの他の諸国の産業を抑圧することによって獲得された利益であることである。⁽¹²⁾ すなわち、それは隣国を貧しくすることによって獲得された利益であり、スミスの富思想とは真向から対立するところのものである。

もう一つの点は、イギリス本国と植民地との関係から生じた利益、すなわち、イギリス商人がこの部門における流通過程を独占し、植民地を収奪することによって獲得する利益のことである。スミスは独占がもたらすこの後者の点に関しては、独占は「とりわけ主として植民地のそれ（産業）——引用者——を不振におちいらせるのである」⁽¹³⁾とのべて独占の利己的性格が、特に植民地に与える影響を重視し、これを前者と同様な観点から批判している。

スミスはこのような独占によってもたらされる利益を相対的利益と呼んで、独占がなければ獲得できなかったはずの利益、すなわち、絶対的利益と区別し、この相対的利益を重商主義国家の偏狭なエゴイズムにもとづくものであることを上述のように強調するとともに、それが真の利益でないことを明らかにしようとするのである。

すなわち、独占がなければアメリカ生産物に対する市場はヨーロッパ諸国に開放されたはずである。そうなれば市場のこの拡大は、アメリカの産業を奨励し、生産力を増進させることによって、その生産物価格を現在より低下させることができただけである。そして、この結果はイギリス製造品にとっても、現在獲得している相対的利益は得られなくなるが、より有利な利益を獲得できるようにしたはずであるというのである。こうして獲得される利益を、ミスは絶対的利益と名づけて偏狭な国家利益である相対的利益とはっきり区別したのである。

それゆえ、自由貿易のもとでならば、植民地の剰余生産物の増加に端を発した貿易の循環が、ヨーロッパ諸国相互間にもより拡大された市場を形成し、ヨーロッパ諸国は植民地貿易の一般的利益 \parallel 絶対的利益をそれぞれ獲得できたはずであるが、植民地貿易の排他的独占は、植民地の産業と他のヨーロッパ諸国の産業を共に抑圧することによってその当該国をも含めたヨーロッパ全体の享樂と産業をあるべき水準より低めることになったという点を指摘し、これをかれの根本思想にもとづいて批判したのである。

ところがイギリスはこのように絶対的利益を犠牲にしてまで相対的利益の獲得を追求した結果、それはさらに二つの不利益を招くことになったというのである。

すなわちミスによれば、自由貿易のもとでは「あらゆる国の外国貿易は、その富に比例して自然的に増進」するものである。しかるにイギリスは植民地貿易を独占したため、この貿易部門は富の増加の割合を超えて急激に膨脹し、その結果この部門における資本の競争を減少させ、利潤率を高めることになったというのである。

そしてこの高利潤は当然、その他の外国貿易に用いられていた資本を吸引し、それによってこの部門の利潤率を幾分低下させたが、イギリスの全外国貿易をその富の増加の割合を超えて膨脹させてしまい、そのため貿易のあらゆる部門にわたって競争を減少させ、すべての貿易部門の利潤率を以前より高い水準で均衡させることになったとい

うのである。この結果として、第一にはイギリスの外国貿易の構造が、植民地貿易に偏重した極めて不均衡なものになってしまった（この点は後に主として資本蓄積論の観点からとり上げられているので、その場所でふれることにする）という点をあげている。

第二には、独占によってイギリスは独占権を持たない他の外国貿易の部門においては、すなわち、「多数の競争相手」がいて、自然価格が成立し、そこでは普通の利潤しか得られない部門においては、絶対的にも相対的にも不利な立場におかれることになったというのである。

まず絶対的不利益というのは、イギリスの商人がこの高利潤を維持するためには、輸入した外国商品を国内で販売するときにも、また国産品を外国市場で販売するときにも、それを高く売らなければならなくなる。しかしそうなれば外国商品にたいする国内需要も、また、国産品にたいする外国からの需要も減少することになって植民地以外のあらゆる市場を狭め、それによってイギリスの享楽の増加と産業の奨励とを抑圧するという不利益を招くことになる。スミスはこうして生じた不利益を絶対的不利益と呼んだのである。

相対的不利益というのはイギリスが独占権を持たない外国貿易部門で、この高利潤が他国との競争力を弱め他国の製造品を有利にみちびくことから生じる不利益のことである。

要するに植民地貿易の排他的独占は、国内のあらゆる貿易部門の利潤率を高めて、それが特に独占をもたない外国貿易部門の市場を減少させこの部門においては絶対的にも相対的にも不利益をもたらすことになるというのである。

ここでスミスは市場の梗塞に対して、重商主義者からだされた低賃銀論の主張に対して、商人の植民地独占貿易が引き金ともたらした貿易の高利潤こそ、その主要な原因であるとして、次のように指摘している。

「わが国の商人は、ブリテンの労働の賃銀が高いから自分たちの製造品は外国市場で売られたたかれるのだ、と不

平をいうことがしばしばあるが、かれらは資本の高利潤については沈黙をまもる。かれらは、他の人々の法外な利得について不平をいうが、自分たちのそれについては一言もいわない。とはいえ、ブリテンの資本の高利潤がブリテンの製造品の価格をひきあげるのに寄与する度合は、多くのばあい、ブリテンの労働の高賃銀と同じぐらいであり、ばあいによってはそれ以上のものになるであろう⁽¹⁵⁾と。固有の重商主義期においてはマニユファクチュアに基礎をおく生産の技術的段階と、原蓄の進行による貨幣経済の浸透は国内市場確保のために保護政策を必要としたが、それはいまや他国にも保護政策をとらせるといふ結果を招き、産業革命前夜のイギリス産業資本にとっては、かえって市場拡大の桎梏となりはじめていた、スミスの主張はこのような植民地政策を一環とする重商主義政策のゆきつまりに対する反映である。

以上スミスの植民地論を主として市場論を中心に検討してきたが、それは重商主義政策が植民地の市場としての有益性を大きく減退させ、イギリス国内の産業の生産力の発達を制約してきたということであったが、それをスミスの次のことばで確認し、結論としたい。「植民地貿易はつねにしかも必然的に有益であるが、それを独占することはつねにしかも必然的に有害である。ところが、前者の有益はひじょうなものであるから、たとえ植民地貿易が独占され、この独占が有害な効果をおよぼすにしても、なお全体としては有益であり、しかも大いに有益でもあるくらいである。といつても、独占がないばあいにくらべれば、この有益さはずっとわずかなものでしかない」⁽¹⁶⁾

(注) (1)・(2) A・スミス『国富論』大内・松川訳、(一) 一二四頁。

(3) 商業が未発達Ⅱ市場が狭隘な時代には、領主は剰余生産物をいなかじみた饗応に使用する以外には、適当な等価物を見出しえなかつた。したがって、こういう状態のもとでは、人間の胃の腑が生産力の程度を規定し、その改善は重要性を持たなかつた。商業の発達Ⅱ市場の拡大が農業生産力を上昇させ——農村における所有関係の変革という歴史過程を経て——、近代的な生産力の基盤を生み出した、これがスミスの基本的考えである。

(4) スミス、前掲書、(一) 八九頁。

(5) (6) 同右、(一) 四一三頁。

(7) 同右、(三) 三八八頁。

(8) スミスがその植民地論のなかで、植民地の利益を論じる節に先だつて、「新植民地繁栄の原因」という節を設けた理由も、こうしたスミスの根本思想と関連させて理解すべきであろう。この点は、矢内原忠雄「アダム・スミスの植民地論」、矢内原忠雄全集一卷六六六頁を参照。

ちなみに、スミスが植民地の繁栄の原因として挙げた点を指摘しておく、1・豊饒な土地が沢山あること、2・未耕地の独占が制限されていること。3・土地に対する各種相続権がゆるやかで、土地の譲渡が容易であること。4・税負担が軽微であること、5・母国による干渉 \parallel 独占が比較的ゆるやかであること、等である。

(9) スミス、前掲書 (三) 三三二—三三頁。

(10) 同右、(三) 三三三頁。

(11) 同右、(三) 三七〇頁。

(12) スミスは植民地論を資本蓄積の観点から検討する場所では、これ(独占が他国産業の発達を抑制)とは異った見解のべている。すなわち、ハンブルクの商人がイギリスの例挙商品を買うときには、自分の商品をいく分安くロンドンに売り、例挙商品をいく分高くロンドンから買わなければならないが、この交易は代金の回収が早いので、「ハンブルクの商人の資本は、大ブリテンの規制のためにかれの活動が局限されている貿易でのほうが、かれがしめだされている貿易でおそらくそうしえたであろうよりも、はるか多量のドイツの勤労を継続的に雇用しておくことができる」(三 九二頁)というのである。

スミスは独占貿易が植民地の市場に与える影響についてのべるときには、それは市場を狭め、その効果を大いに減少させはするが、植民地貿易そのものの利益が大きいために、独占があるにもかかわらず、その貿易は極めて有益であると判断している。しかし、独占が一国の資本蓄積 \parallel 産業構造に与える影響についてのべるときには、独占の影響はときとしては、植民地の市場としての効果をも無効にするようにもべられている。またヨーロッパ諸国との関係においても相対的不利益が強調されている。しかし、スミスの植民地の市場としての効果と独占による逆効果との最終的なバランスシートは次のことばに示されているとみたい。「植民地貿易の自然的な好影響は、大ブリテンにとっては、独占の悪影響を相殺してなおあまりがあるから、独占があろうとなにがあろうと、現在どおりはこの貿易が営まれるにしたと

ところで、それはただ有利であるどころか、ひじょうに有利なのである。植民地貿易によって開放される新市場と新用途とは、独占によって失われる旧市場や旧用途の部分よりもはるかに広範である。植民地貿易がいわば創造した新生産物と新資本とが大ブリテンにおいて扶養する生産的労働の量は、その代金回収の度数がもっと多い他の貿易からの資本の撤回によって仕事からなげだされうる量よりも多い。それにしても、かりに現在営まれている植民地貿易がその現状のままですえ大ブリテンに有利だとすれば、それは独占のおかげではなくて、独占がおこなわれているにもかかわらずそのうなのである」(三三六〇頁)。

(13) スミス、前掲書 三六三―四頁。

(14) 同右、(三) 三三八頁。

(15) 同右、(三) 三四三―四頁。

(16) 同右、(三) 三五八頁。

(三)

『国富論』第二編第五章「資本のさまざまな用途について」の冒頭において、スミスは資本の投下部門として、農・工・商の諸部門をあげ、それら諸部門は相互に他の部門の存在や拡張にとって、また、社会の一般的便宜のためにも本質的に必要なものであるとのべている。

しかし、資本蓄積の観点からみた場合、それら各産業部門間には投資効率のうえで差異があるというのである。

スミスはそれについて「たとえすべての資本は生産的労働だけを維持するために予定されたものであるにしても、等量の資本が活動させうる労働の量は、その用途の多様性に依じてはなはだしく異なるし、またこれと同様に、この用途がその国の土地および労働の年々の生産物に付加する価値もはなはだしく異なる」⁽¹⁾とのべて、その投資効率は農
↓工↓商の順序で遞減すとしている。

ところが、自然法に基礎をおくスミスの経済思想によれば、事物の自然的運行のもとでは、見えざる手に導かれて、「あらゆる社会の資本の大部分は、まず第一に農業にふりむけられ、つぎに製造業にふりむけられ、そして最後に外国商業にふりむけられる」というふう⁽²⁾に、資本はおのずから、この投資効率の順序で投下され、そこに「産業の自然的均衡、労働の自然的分割および配分」⁽³⁾を保った国民経済を形成するにいたるといっているのである。

ところがスミスは「重商主義体系のありとあらゆる規制が、資財のこの自然的でもっとも有利な配分を必然的に多少とも攪乱する。そしてこのばあい、アメリカおよび東インドとの貿易に関する諸規制は、おそらくは他のどのような規制よりもはなはだしくこの配分を攪乱する」⁽⁴⁾とのべて、重商主義の植民地政策が自然的自由の体系のもとで成立するはずの上述の状態を攪乱する元凶であるとして批判するのである。

スミスの植民地論のもう一つの論点は、重商主義の植民地政策がこのように一国の資本蓄積Ⅱ産業構造をいかに歪曲するかということの批判的検討にあてられている。スミスはこの問題を主として三つの側面から検討している。第一には、植民地貿易の排他的独占が、イギリスの貿易構造を変化させることによって国内の産業資本の循環Ⅱ生産的労働の雇用量にどのような影響を与えているかという点を検討している。第二には、この独占がイギリスの産業構造に与えたひずみを、産業の自然的均衡論の視点から、特にアメリカとの間の緊迫した情勢を踏えながら検討している。第三には、この独占が賃金、地代、および一国の総利潤という収入諸形態に与える影響をとおして、イギリスの資本蓄積を緩慢にしている点を検討している。

第一の点は、商業資本の機能との関連で考察されているので、まずスミスが商業資本の機能をどう把握しているかを理解しておくことが必要である。

次の引用文はスミスが商業資本の機能についてのべているところである。「卸売商人の資本は、かれがとりあつか

う粗生産物および製造品を購入する農業者や製造業者の資本をその利潤とともに回収し、そうすることによってかれらがそれぞれの職業を継続することを可能にする。主としてこういうサーヴィスによってこそ、かれはその社会の生産的労働を維持し、そしてその年々の生産物の価値を増加させるのに間接に寄与するのである⁽⁵⁾。ここにのべられていることから、われわれはスミスが商業資本の機能を、産業資本の循環を媒介するものとして把握していたことを知ることができる。そして少なくともここにのべられている限りでは、スミスが商業資本の機能を正確に把握していたということができよう。

ところでスミスは商業資本の投下部門を、その内部でさらに次に分類する。まず、商業を国内商業と外国貿易に分け、外国貿易はさらに直接外国貿易、迂回外国貿易、仲継外国貿易とに分類する。そして等額の商業資本であっても、貿易部門がちがえばそれが維持する国内産業資本の個数と資本の回転速度に相違があるというのである。そしてこの二つの点を基準にして、植民地に対する排他的独占が資本蓄積を緩慢にする原因を析出するのである。

スミスの叙述に従いながらこの点を明らかにしておきたい。

国内商業に投下された資本は国内の二つの産業資本を循環させるのに役立つ。しかし、外国貿易部門では、直接貿易に投下された資本は国内では一つ、あとの一つは外国の産業資本を循環させるにすぎない。また同じ直接貿易であっても距離の遠近によって資本の回転速度にちががあるからこの点も産業資本の循環に大きく影響するといふのである。迂回貿易の場合は国内で一つと、他に二つ以上の外国の産業資本を循環させるが、この場合外国産業資本の数が多くなるにつれて、国内の産業資本を維持するのに寄与する程度は小さくなり、資本の回転速度も直接貿易よりさらに一層遅くなるという。最後に仲継貿易に使用される資本は、自国の産業を維持する機能を果さず、単に他国の産業を維持するにとどまるというのである。

スミスはこういうふうに商業資本が投下される部門の諸形態によって、国内産業を維持するのに寄与する度合、すなわち、生産的労働の雇用量に与える影響のちがいをふまえて、資本蓄積論Ⅱ産業構造論の観点から、イギリスの植民地政策を批判的に検討するのである。

まず、植民地貿易の排他的独占が、貿易構造を植民地貿易に偏重させたことによって、国内産業がこうむった影響を資本の回転速度を基準にして検討している。すなわち、独占は近隣のヨーロッパ諸国や地中海沿岸諸国との間に営まれていた貿易を、高利潤によって遠距離であるアメリカ植民地貿易へ引き寄せることになった。これはイギリスの商業資本の一部を資金の回転の速い地方との貿易から、それが遅い地方との貿易へ、強いて方向を変えさせたことになる。ところが、生産的労働の雇用量は資本の回転速度に比例するのであるから、植民地の独占貿易は生産的労働の雇用量をこうして強いて減少させることとなるのである。さらにこのような貿易が迂回貿易に向ういきさつについては次のようにのべている。すなわち、例挙商品のうちのあるものは、イギリス国内の消費に必要な量をこえるものがある。この余剰部分は再輸出しなければならないから、植民地との直接貿易に使用されていた資本の一部を迂回貿易のために使用しなければならなくなる。しかしこうして迂回貿易に廻される資本の全部を回収するには、アメリカとの直接貿易に必要な時間に、さらに迂回貿易にかかる時間を加えなければならないこととなる。したがって独占は、商業資本を直接貿易から強いて迂回貿易へ向かわせることによって資本の回転をいっそうおくらせ、一国の資本蓄積を緩慢にするのに役立つというのである。

しかも例挙商品のなかには、国内消費を超える余剰部分が膨大なため、迂回貿易からさらに仲継貿易に向かわざるを得ないものがある。

ところが仲継貿易に使用される資本は、二個の外国産業の資本を循環させるのに役だつのみで、その国の産業資本

の維持には寄与せず、ただその国は資本の利潤も獲得するだけである。これがスペイン、ポルトガルの貿易の現状であり、またイギリスのたばこ貿易がこれにあたるというのである。もちろんこれらの用途に使用される商人の資本は、その回収が遅れても、また国内産業の維持に寄与するところが少なくても、それを償うに十分な利潤を獲得するのであるが、しかし、それは「大ブリテンの損失をつぐなうことはできない」というのがスミスの主張である。⁽⁷⁾

要するに、航海条例によってもたらされた植民地貿易の排他的独占は、資本を近隣諸国との貿易から遠隔地の植民地貿易へ向わせ、また多くの場合、消費物の直接貿易から迂回貿易へ転進させ、さらには消費物の貿易をあげて仲継貿易に向わせることによって、資本をより多量の生産的労働を扶養したであろう方向から、はるかに少量のそれしか扶養しえない方向へふりむけることになるのである。しかもこのような貿易構造の変化は、投資効率を阻害し資本蓄積を緩慢にただけでなく、イギリスの産業構造を多数の小市場向きではなく、主として植民地という一つの大市場に適するように構成し、独占がなければ「ブリテンのありとあらゆる産業部門のあいだに成立したであろう自然的均衡を全面的に破壊」⁽⁹⁾して不安定で、不健全なものにしてしまったとして、独占が産業構造に及ぼした影響についての考察にはいるのである。

たしかに七年戦争終結以来、本国とアメリカ植民地との関係は險悪化の度合を深めつつあった。それだけにイギリスの産業が植民地市場に大きく依存する構造になっているということは、その産業や貿易の全体系を極めて不安なものにしていたといえるのである。

事実、砂糖条例、印紙条例、タウゼント歳入条例、茶条例等の歳入条例が植民地に課せられる度毎に、植民地では本国商品の不買運動が展開され、本国の産業や貿易は大なり小なりその影響を受けていたのである。

スミスはこの状態を人体にたとえて、「大ブリテンの重要な諸器官のあるものが発育過大におちいった不健康な人

体に似ているのであって、そのために、すべての器官がよりよく均衡をたもっておればめったにおこりそうもない危険な病気にかかりやすくなっている⁽¹⁰⁾とのべ、その發育過大になった器官に故障がおきれば「その直接の不可避的結果は、けいれん、卒中または死ということになる⁽¹¹⁾」と強い調子で警告している。

しかし、スミスはその治療策としてその病源である植民地貿易の排他的独占を一挙に撤廃することを提案しているのではない。すなわちそれは「現在それに勤労か資本かを投じている大部分の人々に永久的な大損害をあたえることになるかも知れない⁽¹²⁾」重要な問題であるから、節度をまもりながら漸次的に、自由貿易へ移行するための手だてを講ずべきであるとのべている。だがどのようにして植民地貿易を漸次的に解放すべきかは、将来の政治家や立法者の英知に一任しなければならぬとして具体的な解決策は示していない。しかし、スミスは植民地市場からイギリス商品が全面的に締出されるといふような災難は、徐々にやってくるであろうから、「にわかにはやってくるばあいよりも、そのきびしさははるかにわずかしか感じられないであろうし、またそうこうするうちに、この国の勤労や資本は新しい職業や方向をみいだしうるであろうから、この災難はけっしてひどいものにならずにすむだろう⁽¹³⁾」とのべて、イギリス産業の生産力に対する信頼もろくがわせているのである⁽¹⁴⁾。

ところが、スミスがアメリカの産業についてかたるときには、そこでは資本投下の自然的順序論と国際分業の利益とが前面にでて、イギリスの産業構造の構成について配慮した、産業部門間の自然的均衡についてはほとんど考慮されていぬ。たとえばスミスは「植民地が新市場を開放するのは、ヨーロッパの粗生産物というよりも、むしろ製造品に対してである。農業はすべての新植民地にふさわしい事業（傍点引用者）なのであって、そこでは土地が安いから、この事業は他のどのような事業よりも有利になる⁽¹⁵⁾」とのべて、アメリカ植民地はヨーロッパ諸国への原料供給国としてか考えられていない。

植民地工業が、母国の植民地工業規制によって、その発展を抑圧されたことについても、「母国の商人や製造業者の根も葉もないねたみ」⁽¹⁶⁾から出たものとはしながらも、「植民地では、土地は依然としてきわめて安価であり、したがって労働はきわめて高価であるから、植民地は、ほとんどすべてのいっそう精巧な、またはいっそう進歩した製造品を自分でつくるよりも安価に母国から輸入できるのである。それゆえ、たとえ植民地がこのような製造業の創設を禁止されなかったにしても、その改良の現状では、それ自身の利益に対する考慮から、おそらくはそうすることを思いとどまるであろう。植民地の改良の現状からすれば、こういう禁止は、おそらくその勤労を拘束するものではないし、またこの勤労を制限してそれが自力でむかうであろう業種へむかわせぬようにするものではない：（しかし植民地の産業が）よりいっそう進歩した状態においては、こういう禁止は真に抑圧的で耐えがたいものになるであろう」⁽¹⁷⁾（括弧中は引用者）とのべて、国際分業の利益の観点から、現状のもとでは植民地工業への規制も植民地に不利益になるとは考えていない。

このようにアメリカにおいては農業という大きな血管の膨脹は、資本投下の自然的順序にもとづく富裕への最短のコースと考えられて、むしろ賞讃されているのである。そして、アメリカにおける自立的な国民経済の形成、すなわち、諸産業の自然的均衡は将来のこととされている。

しかし、アメリカ独立革命の推進者の一翼を担った階層が、マニユファクチュア主たちであったという事実は「一大国民が自分自身のあらゆる生産物からいっさいのものをつくることを禁止したり、あるいはかれらがもつとも有利だと判断する方法で自分たちの資財や勤労を使用することを禁止したりする」ということは、人類のもつとも神聖な諸権利の明白な冒瀆である」⁽¹⁹⁾というスミス自身のことばがアメリカにとっても歴史的事実として、該当する段階に到達していたことを意味すると考えてよいであろう。

スミスも一面ではその事実を認めている。たとえば、「砂糖を漂白または精製する製造業は、フランスのすべての砂糖植民地では繁栄してきているけれども、イングランドの植民地では、それ自身の市場のためのものを除き、どこでもほとんど発達していない。グレネイダがフランス人の手に帰していたあいだは、ほとんどすべての栽植地ごとに、すくなくとも漂白作業をする砂糖精製所があった。ところが、それがイングランド人の手に帰してからは、この種の工場はほとんど全部放棄されてしまった⁽²⁰⁾」とのべ、植民地の繁栄と結びついていた製造業が、母国に抑圧され衰退していった事実を認めている。さらに、フランスの砂糖植民地の繁栄をイギリスの砂糖植民地と比較した場合、イギリスよりむしろ優れていると思われる理由を、フランスの砂糖植民地では、イギリスのそれのように、自分で作った砂糖の精糖が禁じられていないからだ⁽²¹⁾と明言している。

スミスは上述のように部分的には植民地における製造業の発展が、その繁栄の原因となっていることを認めてはいるが、『国富論』においては「農業はすべての新植民地に適合した事業」であるという考えがほぼ一貫してつらぬかれている。

アメリカ植民地の産業構造について、スミスがこのように楽観的であったのは、かれが固有の重商主義の歴史的役割についての認識を欠いていたことに根ざすものである。

したがって、資本主義の不均等発展のもとにおけるスミスの自由貿易論は「資本制蓄積の一般理論として樹立された『国富論』を——その重商主義批判の欠陥をつうじて——イギリスの産業資本の利益の代弁者ともなした⁽²²⁾」という結果をもたらすものであった。こうしてスミスの歴史把握の欠陥がそのアメリカ論においてははっきりと露呈しているとともに、それはまたスミスの植民地論の一半にナショナルな性格を与えているのである。

最後は独占が収入の諸形態に与える影響を検討することによって、それが資本蓄積を阻害するものであることを明

らかにしようとしたものである。

まず独占が賃銀に対して与える影響についてであるが、スミスによると資本の現在量の大小を問わず、独占はその投資効率（生産的労働の雇用）を阻害し、その国の資本が労働者に与えることができずの賃銀を抑圧するというのである。資本は「収入からの貯蓄によってのみ増加」するのであるから、これはその国の資本蓄積を阻害することになるし、生産的労働を雇用するファンドの増加を抑制するという悪循環を生むものだということである。独占が賃銀に対して与える影響は以上のようなものであるが、ここでスミスが賃銀を資本蓄積のための「収入の本源的な大源泉の一つ」⁽²³⁾と考えているのは、スミスが眼前にした社会は「食料品が安価な年は、すべての種類の使用人や渡り職人に対する独立の職人を増加させ、それが高価な年はその割合を減少させる」⁽²⁴⁾というふうに、先行的蓄積によって職人から製造業者へと上昇するのがいまだ見られるような、流動的社会であったことを考慮に入れるべきであろう。

つぎに地代については次のように考えられている。すなわち、独占は商業利潤と市場利子率を引き上げることによって、農業投資と地価の双方の自然的増加を阻害し、地代の増加を抑圧するというものである。

利潤については独占は商業利潤を高めて、商人の収入を増加させはするが、他方でその国の資本の自然的増加を妨げ、資本が与える利潤は総額ではむしろ減少させられるというのである。

以上のことから、独占が収入諸形態に与える影響をつぎのように結論することができる。独占はその国の一部の人の利益のために、あらゆる所得の源泉、すなわち、賃銀、地代、利潤をそれが無い場合に比較して減少させ、ひいては資本の蓄積を緩慢にするものであると。

こうして植民地の領有から得られる利益は一部の人々の利益のみであり、国民の大多数はこれを維持するためにかえって重い負担を負わなければならないのである。ここにスミスが無用な負担から解放され植民地貿易の一般的利益

を実現するためにはむしろ植民地の自発的放棄を主張する根拠があったのである。

政治的緊張が最高潮に達しつつあった本國と植民地の問題を、上述のようにスミスは経済的立場から基礎理論に立脚して展開し、——ギリシャとその植民地の関係を肯定しつつ——イギリスの生産力を全面的に解放するためには自由な通商を主張したのである。

(注) (1) A・スミス『国富論』、(一)、三四〇頁。

(2) 同右、(一)、四二六頁。

(3) 同右、(一)、一五〇頁。

(4) 同右、(一)、三九七頁。

(5) 同右、(一)、三九五頁。

(6) スミスが、イギリスでは植民地貿易の自然的な好影響が他の影響に助けられて、独占の悪影響を相殺しているとして指摘した点は、第一にはイギリスでは他國に比して「貿易の一般的自由」が確立していること、特に國內市場では無制限の自由が存在しているという点であった。第二には、さらに重要なものとして、私有財産が平等公正な司法行政によって保証されているという点である。しかし、これらの事柄はスミスが批判の対象としている重商主義が要求したものであり、それを推進主体とする名譽革命政府によって確立したものであった。スミスは絶対王制下のスペイン、ポルトガルにおける前期的商業資本によって強行された独占（スミスがここでスペイン、ポルトガルの商人が営む仲継貿易、またそれによって獲得されている利潤というものは、こういう独占によって獲得されたものである）と市民革命後のイギリス初期産業資本によって主張された独占とを歴史段階の相違に関連させて把握できず、共に自然的自由を侵害するものとして扱っている。

(7) スミス、前掲書、(一)、三四八頁。

(8) 「国防は富裕よりはるかに重要なのであるから、航海条例は、イングランドの商業上のすべての法規のなかで、おそらくはもっとも賢明なものなのである」(一) 七三頁) というスミスの周知のことばでは、航海条例が海軍力の増強に寄与する点を評価している。しかし、航海条例がイギリスの外國貿易の構造を、ヨーロッパの近隣諸國や地中海沿岸から、アメリカ植民地へ変えた点を論じているこの場所では、むしろこの部面の貿易を植民地へ変えたため、海軍力を低

下させたことを次のように指摘している。「大ブリテンが現在享受しているこの貿易の分けまえでは、これほどの大海軍力（航海条例が実効をもつ以前の海軍力——引用者）を支えることはとうていできなかったであろう」（三、三四一頁）と。またこれとの関連で次のような指摘もある。水夫と船舶の数は貿易の性質にではなく、貨物の価値の大きさと、運送距離に依存するが、主として前者に依存するのとべて、「ニューキャッスルからロンドンへの石炭貿易は、両港は大して離れていないのに、イングランドの全伸継貿易（航海条例の結果として植民地貿易がもたらしたもの——引用者）より多くの船舶を使用している」（二、四一三頁）という。

したがって、リストがいうように「航海条例は政治の面では必要であり、有益であった」（F・リスト『経済学の国民的体系』、小林昇訳、一一〇頁）という考えをスミスが一貫させているわけではない。

(9) スミス、前掲書、(三)、三五二頁。

(10) 同右、(三)、三五三頁。

(11) スミス、前掲書、(三)、三五四頁。

(12) 同右、(三)、三五五頁。

(13) 同右、(三)、三五六頁。

(14) ジョサイア・タッカー（一七二二—一九九年）はイギリス製品のヨーロッパ市場への進出をつぎのようになる。「イギリスの財貨は北アメリカの河川どれ二つへよりも、ドイツの二河川、ヴェーゼル河とコルベ河の方が、余計に送られていることがはっきり分るそうである」（タッカー「政治経済問題四論」、大河内暁男訳、一九三頁）。

またスミス自身も「大ブリテンの製造品にたいする北ヨーロッパ諸国の需要は、ここ数年前から年ごとに増加の傾向を示してきた」（スミス、前掲書、(三)、三七二頁）とのべ、共にイギリス生産力の他のヨーロッパ諸国にたいする優位についての認識を示している。

(15) スミス、前掲書、(三)、三六〇頁。

(16) 同右、(三)、三一頁。

(17) 同右、(三)、三一頁。

(18) 鈴木圭介「アメリカ経済史研究序説」、四六頁参照。

(19) スミス、前掲書、(三)、三一頁。

- (20) 同右、(三)、三〇九頁。
- (21) 「フランスの砂糖植民地は、イングランドのそれのように、その砂糖の精製を阻害されてはいない」(スミス、前掲書、(三)、三一八―九頁)。
- (22) 小林昇「国富論体系の成立」、二二八頁。
- (23) スミス、前掲書、(三)、三六四頁。
- (24) 同右、(一)、二五九頁。